

※下線部は、改定部分を示します。

ナチュラカード会員規約 新旧対照表	
改定前	改定後
<p>第8条（請求書等記載の同意）</p> <p>3. 会員は、前各項について「<u>貸金業法第17条1項書面</u>」及び「受取書面（貸金業法第18条書面）」を貸金業法第17条7項、同法第18条4項に基づき、電磁的方法により提供することを承諾します。但し、電磁的方法による通知については、会員の申出により当社との間で情報提供の方法に関する手続きが行われた後に実施されるものとします。</p> <p>4. 第1項のご融資明細書及び第2項のマンスリーステートメントに記載する返済期間、返済回数、返済期日又は返済金額は、その後の借入又は弁済その他の事由により変動することがあります。</p>	<p>第8条（請求書等記載の同意）</p> <p>3. 会員は、前各項について「<u>ご融資明細書（貸金業法第17条1項書面）</u>」及び「受取書面（貸金業法第18条書面）」を貸金業法第17条7項、同法第18条4項に基づき、電磁的方法により提供することを承諾します。但し、電磁的方法による通知については、会員の申出により当社との間で情報提供の方法に関する手続きが行われた後に実施されるものとします。</p> <p>4. 第1項のご融資明細書（<u>貸金業法第17条1項書面</u>）及び第2項のマンスリーステートメントに記載する返済期間、返済回数、返済期日又は返済金額は、その後の借入又は弁済その他の事由により変動することがあります。</p>
<p>第9条（お支払い）</p> <p>3. 会員は、会員が指定した金融機関の預貯金口座からの口座振替<u>もしくは</u>自動払込、当社の指定する金融機関口座への振込、又はコンビニエンスストアでのお支払いその他当社の認める方法により、本契約に基づく債務を支払うものとします。</p>	<p>第9条（お支払い）</p> <p>3. 会員は、会員が指定した金融機関の預貯金口座からの口座振替<u>若しくは</u>自動払込、当社の指定する金融機関口座への振込、又はコンビニエンスストアでのお支払いその他当社の認める方法により、本契約に基づく債務を支払うものとします。</p>
<p>第13条（費用の負担）</p> <p>1. 印紙代、公正証書作成費用等弁済契約締結に要する費用<u>ならびに</u>支払督促申立費用、送達費用等法的措置に要する費用は、脱会後といえども全て会員の負担とします。但し、法令において利息とみなされる費用については、これを負担することにより法令に定める上限を超える場合は、その超過分については会員の負担としません。</p> <p>4. 会員が当社に支払う費用等に公租公課が課される場合、又は公租公課（消費税等を含みます。）が増額される場合は、会員は当該公租公課相当額又は当該増加額を負担するものとします。</p> <p>5. 会員は、第9条1項に定める金融機関の預金口座から支払期日に万一口座振替ができない場合において、会員の希望により当社が当該金融機関に再口座振替の依頼をした場合、当社所定の再振替手数料（法令で定められる<u>る</u>範囲内の実費相当額）を負担するものとします。</p>	<p>第13条（費用の負担）</p> <p>1. 印紙代、公正証書作成費用等弁済契約締結に要する費用<u>並びに</u>支払督促申立費用、送達費用等法的措置に要する費用は、脱会後といえども全て会員の負担とします。但し、法令において利息とみなされる費用については、これを負担することにより法令に定める上限を超える場合は、その超過分については会員の負担としません。</p> <p>4. <u>カード再発行手数料等</u>、会員が当社に支払う費用等に公租公課が課される場合、又は公租公課（消費税等を含みます。）が増額される場合は、会員は当該公租公課相当額、又は当該増加額を負担するものとします。</p> <p>5. 会員は、第9条1項に定める金融機関の預金口座から支払期日に万一口座振替ができない場合において、会員の希望により当社が当該金融機関に再口座振替の依頼をした場合、当社所定の再振替手数料（法令で定められ<u>れた</u>範囲内の実費相当額）を負担するものとします。</p>
<p>第14条（カードの盗難、紛失時、偽造カードを使用した場合の責任の区分）</p> <p>3. 会員は2項に<u>係らず</u>、次の各号の何れかに該当する場合、会員の対象債務は免除されないものとします。</p> <p>4. カードは紛失、盗難、毀損、滅失等で当社が認めた場合に限り再発行いたします。この場合、会員は、当社所定の再発行手数料（法令で定められる範囲内の実費相当額）を負担するものとします。</p> <p>6. 偽造カードの使用に係るカードキャッシングの支払金については、会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況の調査等に協力するものとします。但し、偽造カードの作出又は使用について会員に故意又は過失があるときは、その偽造カードの利用代金について会員が支払いの責を負うものとします。</p>	<p>第14条（カードの盗難、紛失時、偽造カードを使用した場合の責任の区分）</p> <p>3. 2項に<u>にかかわらず</u>、次の各号の何れかに該当する場合、会員の対象債務は免除されないものとします。</p> <p>4. カードは紛失、盗難、毀損、滅失等で当社が認めた場合に限り再発行いたします。この場合、会員は、当社所定の再発行手数料（法令で定められる範囲内の実費相当額）を負担する<u>もの</u>とします。</p> <p>6. 偽造カードの使用に係るカードキャッシングの支払金については、会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況の調査等に協力するものとします。但し、偽造カードの作出又は使用について、会員に故意又は<u>重大な</u>過失があるときは、その偽造カードの利用代金について会員が支払いの責を負うものとします。</p>
<p>第15条（期限の利益の喪失）</p> <p>1. 会員が次の各号の何れかの事由に該当したときは当然に期限の利益を失い、当該未払債務の全額を直ちに<u>お支払いいただきます。</u></p> <p>(1) カードキャッシングの支払金を1回でも<u>遅滞</u>したとき。 （但し、利息制限法第1条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。）</p> <p><u>(7) 会員が当社に通知しないで住所を変更し、当社にとって所在が不明となったとき。</u></p> <p><u>(8) 当社からの書面による通知が申込書上の住所（住所変更届がなされた場合は当該変更後の住所）宛に発送されたにも</u></p>	<p>第15条（期限の利益の喪失）</p> <p>1. 会員が次の何れかに該当したときは、<u>カードキャッシングの未払債務全額について</u>、当然に期限の利益を失い、当該未払債務の全額を直ちに<u>支払うものとします。</u></p> <p>(1) カードキャッシングの支払金<u>の支払い</u>を1回でも<u>延滞</u>したとき。（但し、利息制限法第1条に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。）</p> <p><u>(7) 会員について本契約以外の当社に対する債務で期限の利益喪失となっている契約があるとき、又は当社に対する債権債務の確定が必要となったとき。</u></p> <p><u>(8) 会員が当社に通知しないで住所を変更し、当社にとって所</u></p>

<p>かかわらず、転居先不明、宛所に見当たらず、受取拒否の理由で通知が到達しなかったときで当該通知発送の日より25日間経過したとき（但し、通知が到達しなかったことにつき正当な理由があり、会員がこれを証明したときを除きます。）。</p> <p>2. 会員が次の各号何れかの事由に該当したときは、会員は、当社からの請求により期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちにお支払いいただきます。</p>	<p>在が不明となったとき。</p> <p>(9)当社からの書面による通知が申込書上の住所（住所変更届がなされた場合は当該変更後の住所）宛に発送されたにもかかわらず、転居先不明、宛所に見当たらず、受取拒否の理由で通知が到達しなかったときで当該通知発送の日より25日間経過したとき（但し、通知が到達しなかったことにつき正当な理由があり、会員がこれを証明したときを除きます。）。</p> <p>2. 会員が次の何れかに該当したときは、会員は、当社の請求により期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。</p>
<p>第16条（カードの使用停止と返却）</p> <p>1. 会員が次の各号の何れかに該当した場合、当社は会員に対して何ら通知、催告することなくカード利用停止、利用可能枠の変更等の処置をとることがあります。 (2) 会員がカードキャッシングの支払金等当社に対する債務の履行を怠った場合。</p> <p>2. 会員は、1項の各号の何れかに該当した場合で、当社からカードの返却を求められた時は、直ちに応じるものとします。</p> <p>3. 当社は、1項何れかに該当しない場合でも、会員のカード利用が本規約に違反する場合、違反する恐れがある場合、その他不審な場合等にはカードの利用を断ることができるものとします。</p>	<p>第16条（カードの使用停止と返却）</p> <p>1. 会員が次の各号の何れかに該当した場合、当社は会員に対して何ら通知、催告することなくカード利用停止、利用可能枠の変更等の処置をとることがあります。 (2) 会員がカードキャッシングの支払金等当社に対する一切の債務の何れかの履行を怠った場合。</p> <p>2. 会員は、1項各号の何れかに該当した場合で、当社からカードの返却を求められた時は、直ちに応じるものとします。</p> <p>3. 当社は、1項各号の何れかに該当しない場合でも、会員のカード利用が本規約に違反する場合、違反する恐れがある場合、その他不審な場合等にはカードの利用を断ることができるものとします。</p>
<p>第19条（届出事項の変更）</p> <p>2. 会員は、1項の住所・氏名変更の通知を怠った場合、当社からの通知、又は送付書類等が延着、又は不到着となっても、当社が通常到達すべき日に到着したものとみなすことに異議ないものとします。但し、1項の住所・氏名等の変更の届出を行わなかったことについて会員にやむを得ない事情があり、会員がこれを証明したときはこの限りでないものとします。</p> <p>5. 1・4項のほか、当社は、適法且つ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により届出事項に変更があると合理的に判断した場合、当該変更内容にかかる届出があったものとして取扱うことがあります。尚、会員は当該取扱いについて異議ないものとします。</p>	<p>第19条（届出事項の変更）</p> <p>2. 会員は、1項の住所・氏名変更の通知を怠った場合、当社からの通知又は送付書類等が、延着又は不到着となっても、当社が通常到達すべき日に到着したものとみなすことに異議ないものとします。但し、1項の住所・氏名等の変更の届出を行わなかったことについて会員にやむを得ない事情があり、会員がこれを証明したときは、この限りではないものとします。</p> <p>5. 1項4項の他、当社は、適法且つ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により届出事項に変更があると合理的に判断した場合、当該変更内容に係る届出があったものとして取扱うことがあります。尚、会員は、当該取扱いについて異議ないものとします。</p>
<p>第23条（反社会的勢力の排除）</p> <p>2. 申込者及び会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。①暴力的な要求行為②法的な責任を超えた不当な要求行為③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為⑤その他前各号に準ずる行為。</p> <p>5. 会員が、1項又は2項の何れかに該当した場合、1項又は2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は3項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって、当社とのカード会員契約を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、会員は、当然に期限の利益を失うとともに会員資格を喪失し、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。</p> <p>6. 5項の規定の適用により、当社に損失、損害又は費用(以下「損害等」といいます。)が生じた場合には、会員は、これを賠償する責任を負うものとします。又、5項の規定の適用により、会員に損害等が生じた場合にも、会員は、当該損害等について当社に請求をしないものとします。</p> <p>7. 5項の規定に基づき本契約を解除された場合でも、当社に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本契約の関連条項が適用されるものとします。</p>	<p>第23条（反社会的勢力の排除）</p> <p>2. 申込者及び会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号の何れかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。①暴力的な要求行為②法的な責任を超えた不当な要求行為③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為⑤その他前各号に準ずる行為。</p> <p>5. 会員が、1項又は2項の何れかに該当した場合、1項又は2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は3項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合の何れかであって、当社とのカード会員契約を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、会員は、当然に期限の利益を失うとともに会員資格を喪失し、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。</p> <p>6. 5項の規定の適用により、当社に損失、損害又は費用(以下「損害等」といいます。)が生じた場合には、会員は、これを賠償する責任を負うものとします。また、5項の規定の適用により、会員に損害等が生じた場合にも、会員は、当該損害等について当社に請求をしないものとします。</p> <p>7. 5項の規定に基づき本契約が解除された場合でも、当社に対する未払債務がある時は、それが完済されるまでは本契約の関連条項が適用されるものとします。</p>

<p>第 24 条 (貸付の契約にかかるとの勧誘) 会員は、当社が電話、郵便、電子メール等を用いて、貸付の契約に<u>かかる</u>勧誘を行うことに予め承諾するものとします。但し、会員は、当社に申出ることにより貸付の契約に<u>かかる</u>勧誘を拒否できるものとします。</p>	<p>第 24 条 (貸付の契約に係る勧誘) 会員は、当社が電話、郵便、電子メール等を用いて、貸付の契約に<u>係る</u>勧誘を行うことに予め承諾するものとします。但し、会員は、当社に申出ることにより貸付の契約に<u>係る</u>勧誘を拒否できるものとします。</p>																
<p>第 26 条 (帳簿の閲覧・謄写) 会員は、会員自身のカード利用の履歴等について、カードキャッシングに<u>かかわる</u>帳簿につき、当社所定の手続きに基づき閲覧・謄写ができるものとします。閲覧・謄写場所は、会員が入会申込を行った当社の営業店の窓口とします。尚、当社は、会員若しくは会員の代理人を確認するため、運転免許証等の身分証明書、又会員の代理人の場合は、委任状等の必要書類の提出を求めるものとします。</p>	<p>第 26 条 (帳簿の閲覧・謄写) 会員は、会員自身のカード利用の履歴等について、カードキャッシングに<u>係る</u>帳簿につき、当社所定の手続きに基づき閲覧・謄写ができるものとします。閲覧・謄写場所は、会員が入会申込を行った当社の営業店の窓口とします。尚、当社は、会員若しくは会員の代理人を確認するため、運転免許証等の身分証明書、又会員の代理人の場合は、委任状等の必要書類の提出を求めるものとします。</p>																
<p>第 28 条 (規約の変更、承認) <u>会員規約が変更され、当社から変更内容を通知または新会員規約を会員に送付した後に、会員がカードを利用したときは、当該変更事項または新会員規約を承認したものとみなします。</u></p>	<p>第 28 条 (規約の変更) <u>1. 当社は、以下の各号の何れかの事由に対するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、あらかじめ、本規約を変更する旨、変更内容及びその効力発生時期を、当社 WEB サイトに公表する方法その他の相当な方法によって会員に周知することにより、本規約を変更できるものとします。</u> <u>(1) 社会情勢又は経済状況の変動</u> <u>(2) 法令、自主規制機関の規則又は国際ブランドのルールの変更</u> <u>(3) 当社の業務又はシステムの変更</u> <u>2. 1 項の規定にかかわらず、当社は、第 14 条 4 項に定めるカード再発行手数料、第 13 条 2 項に定める ATM 手数料の金額につき、これを変更する旨、変更内容及び効力発生時期を、当社 WEB サイトに公表する方法その他会員が知りうる状態に置く方法をとることにより、将来に向かって変更することができるものとします。</u></p>																
<p>第 32 条 (返済方式及び利息計算) ◎利息の計算方法は以下のとおりです。 ≪1 回払い≫ $\text{利息} = \frac{\text{カードキャッシング利用残高} \times \text{利息 (年率)}}{365 \text{ 日} \times \text{ご利用日翌日から支払日までの日数}}$ ≪リボルビング払い・ご利用後第 1 回支払≫ $\text{利息} = \frac{\text{カードキャッシング利用残高} \times \text{利息 (年率)}}{365 \text{ 日} \times \text{ご利用日翌日から支払日までの日数}}$ ≪リボルビング払い・ご利用後第 2 回支払≫ $\text{利息} = \frac{\text{カードキャッシング利用残高} \times \text{利息 (年率)}}{365 \text{ 日} \times \text{前月の支払日の翌日から支払月当月の支払日までの日数}}$ ※完済までに新たなカードキャッシングのご利用があった場合、ご利用残高が変動する為、<u>支払期間・支払回数</u>も変更となります。</p>	<p>第 32 条 (返済方式及び利息計算) ◎利息の計算方法は以下のとおりです。尚、<u>閏年の場合は 1 年を 366 日とする日割計算</u>となります。 ≪1 回払い≫ $\text{利息} = \frac{\text{カードキャッシング利用残高} \times \text{利率}}{365 \text{ 日} \times \text{ご利用日翌日から返済日までの日数}}$ ≪リボルビング払い・ご利用後第 1 回支払≫ $\text{利息} = \frac{\text{カードキャッシング利用残高} \times \text{利率}}{365 \text{ 日} \times \text{ご利用日翌日から返済日までの日数}}$ ≪リボルビング払い・ご利用後第 2 回支払≫ $\text{利息} = \frac{\text{カードキャッシング利用残高} \times \text{利率}}{365 \text{ 日} \times \text{前月の返済日の翌日から返済月当月の返済日までの日数}}$ ※完済までに新たなカードキャッシングのご利用があった場合、ご利用残高が変動する為、<u>返済期間・返済回数</u>も変更となります。</p>																
<p>第 33 条 (カードキャッシングの支払金の繰上返済等) 1. カードキャッシングの支払金の繰上返済(本規約に基づく債務の全部又は一部の返済を本規約に定める<u>約定返済日</u>の前に繰り上げて行うことをいいます)は、<u>会員が当社に対して事前に連絡の上、当社の承認を得て行うもの</u>とします。尚、当社の承認にあたり、当社が求めた場合には、会員は、書面の提出等当社所定の手続きをとるものとします。 2. 会員は、1 項に定める事前の連絡の際に、繰上返済をする範囲、返済方法及び支払日を指定するものとし、当社は、当該指定に従い当該支払日時点において支払うべき金額をお知らせします。会員が指定することができる繰上返済の範囲及び返済方法は下表のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="172 1944 794 2063"> <thead> <tr> <th>支払方法</th> <th>返済範囲</th> <th>返済方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 回払い</td> <td>全額のみ</td> <td rowspan="2">口座振込み</td> </tr> <tr> <td>リボルビング払い</td> <td>全額、一部</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 当社に対する支払いが次の各号の何れかに該当する場合に</p>	支払方法	返済範囲	返済方法	1 回払い	全額のみ	口座振込み	リボルビング払い	全額、一部	<p>第 33 条 (カードキャッシングの支払金の繰上返済等) 1. カードキャッシングの支払金の繰上返済(本規約に基づく債務の全部又は一部の返済を本規約に定める<u>支払期日</u>の前に繰り上げて行うことをいいます。)について、<u>会員は当社に対して事前に連絡の上、当社の承認を得て行うもの</u>とします。尚、当社の承認にあたり、当社が求めた場合には、会員は、書面の提出等当社所定の手続きをとるものとします。 2. 会員は、1 項に定める事前の連絡の際に、繰上返済をする範囲、返済の方法及び支払日を指定するものとし、当社は、当該指定に従い当該支払日時点において支払うべき金額をお知らせします。会員が指定することができる繰上返済の範囲及び返済の方法は下表のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="858 1944 1481 2063"> <thead> <tr> <th>返済方法</th> <th>返済範囲</th> <th>繰上返済の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 回払い</td> <td>全額のみ</td> <td rowspan="2">口座振込み</td> </tr> <tr> <td>リボルビング払い</td> <td>全額、一部</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 当社に対する支払いが次の各号の何れかに該当する場合に</p>	返済方法	返済範囲	繰上返済の方法	1 回払い	全額のみ	口座振込み	リボルビング払い	全額、一部
支払方法	返済範囲	返済方法															
1 回払い	全額のみ	口座振込み															
リボルビング払い	全額、一部																
返済方法	返済範囲	繰上返済の方法															
1 回払い	全額のみ	口座振込み															
リボルビング払い	全額、一部																

<p>は、会員への通知なくして、当社が当該支払を当社所定の期日における返済とみなし、当社所定の順序及び方法により、当社に対する何れかの債務（本規約以外の契約に基づく債務を含みます。）に充当し、又余剰金がある場合は口座振込み、郵便為替による返金等を行うことができるものとします。</p> <p>4. 前各項までの規定に係わらず、会員は、当社が提携する金融機関の現金自動預払機（ATM）を利用して、カードキャッシングのリボルビング払いの支払金の全部又は一部を繰上返済することができるものとします。但し、当社が提携する金融機関での返済については、当該金融機関の定める単位金額の返済に限定されます。</p>	<p>は、会員への通知なくして、当社が当該支払いを当社所定の期日における返済とみなし、当社所定の順序及び方法により、当社に対する何れかの債務（本規約以外の契約に基づく債務を含みます。）に充当し、又余剰金がある場合は口座振込み、郵便為替による返金等を行うことができるものとします。</p> <p>4. 前各項までの規定にかかわらず、会員は、当社が提携する金融機関の現金自動預払機（ATM）を利用して、カードキャッシングのリボルビング払いの支払金の全部又は一部を繰上返済することができるものとします。但し、当社が提携する金融機関での返済については、当該金融機関の定める単位金額の返済に限定されます。</p>
<p>第 35 条（個人情報の取得・保有・利用）</p> <p>1. 会員及び入会申込者（以下併せて「会員等」といいます。）は、本規約に基づくカード取引契約（以下「本契約」といいます。又契約の申込みを含みます。以下同じ。）を含む株式会社オーシー（以下「当社」といいます。）との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます。）を当社が保護措置を講じた上で取得・保有・利用することに同意するものとします。</p> <p>(1) 本人を特定するための情報（氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号、メールアドレス、勤務先（お勤め先内容）、家族構成、住居状況、運転免許証等の記号番号等）、取引目的、職業、その他入会申込時や入会後に会員等が所定の申込書等に記載した、または当社に提出した書面等に記載された情報に関する事項（これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。）</p> <p>(6) 犯罪収益移転防止法に基づく本人確認書類の記載事項（写しを取得することを含みます。）、又は会員等が当社に提出した収入証明書類等の記載事項（写しを取得することを含みます。）。</p>	<p>第 35 条（個人情報の取得・保有・利用）</p> <p>1. 会員及び入会申込者（以下併せて「会員等」といいます。）は、本規約に基づくカード取引契約（以下「本契約」といいます。又契約の申込みを含みます。以下同じ。）を含む株式会社オーシー（以下「当社」といいます。）との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます。）を当社が保護措置を講じた上で取得・保有・利用することに同意するものとします。</p> <p>(1) 本人を特定するための情報（氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号、メールアドレス、勤務先（お勤め先内容）、家族構成、住居状況、本人確認書類の記号番号等）、取引目的、職業、その他入会申込時や入会後に会員等が所定の申込書等に記載した、又は当社に提出した書面等に記載された情報に関する事項（これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。）。。</p> <p>(6) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく本人確認書類の記載事項（写しを取得することを含みます。）、又は会員等が当社に提出した収入証明書類等の記載事項（写しを取得することを含みます。）。</p>
<p>第 36 条（与信目的以外による個人情報の利用）</p> <p>2. 会員等は、当社が下記の目的のために第 35 条 1 項 (1) ～ (3) の個人情報を当社が保護措置を講じた上で取得、保有、利用することに同意します。</p> <p>(1) 当社の事業における市場調査・商品開発。</p> <p>(2) 当社の事業における宣伝物・印刷物の送付及び電話等による営業案内。</p> <p>(3) 当社が加盟店等から受託して行う宣伝物・印刷物の送付及び電話等による営業案内。</p> <p>※当社の事業とは、クレジット事業（クレジットカード事業を含む）、融資事業、保証事業、損害保険代理店業務、カーリース等です。尚、当社の具体的な事業内容については当社ホームページ(http://www.occard.jp)でお知らせしております。</p>	<p>第 36 条（与信目的以外による個人情報の利用）</p> <p>2. 会員等は、当社が下記の目的のために第 35 条 1 項 (1) ～ (3) の個人情報を当社が保護措置を講じた上で取得、保有、利用することに同意します。</p> <p>(1) 当社の事業における市場調査・商品開発。</p> <p>(2) 当社の事業における宣伝物・印刷物の送付及び電話等による営業案内。</p> <p>(3) 当社が加盟店等から受託して行う宣伝物・印刷物の送付及び電話等による営業案内。</p> <p>※当社の事業とは、クレジット事業（クレジットカード事業を含む）、融資事業、保証事業、旅行事業、損害保険代理店業務、カーリース等です。尚、当社の具体的な事業内容については当社ホームページ(https://www.occard.jp)でお知らせしております。</p>
<p>第 37 条（個人情報情報機関への登録・利用）</p> <p>1. <u>会員等は、会員等の本契約を含む当社との与信取引に係る支払能力・返済能力の調査、契約途上における支払能力・返済能力の調査及び与信判断並びに与信後の管理のために、当社が加盟する個人情報情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び当該機関の加盟会員に</u> <u>対する当該情報の提供を業とする者であり、以下「加盟個人情報情報機関」といいます。）及び当該機関と提携する個人情報情報機関（以下「提携個人情報機関」といいます。）に照会し、会員等及び当該会員等の配偶者の個人情報（官報等に</u></p>	<p>第 37 条（信用情報機関が保有する信用情報の利用及び信用情報機関への信用情報の提供）</p> <p>1. <u>信用情報機関が保有する信用情報の利用に関する同意</u> <u>会員等は、下記の事項に同意します。</u></p> <p>(1) <u>当社は、会員等の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、等）を、当社が加盟する信用情報機関（注）及びこれと提携する信用情報機関（以下、「提携信用情報機関」といいます。）に提供し、会員等に関する信用情報（3. (1) に定める情報をいいます。以下同じ。）をこれら信用情報機関に照会します。</u></p> <p>(2) <u>上記の (1) の照会により、これら信用情報機関に会員等及び当該会員等の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、会員等の支払能力・返済能力の調査のために利用します。</u></p>

において公開されている情報、登録された情報に関し、本人から苦情を受けて調査中である旨の情報、本人確認書類の紛失・盗難等にかかり本人から申告された情報、電話帳記載の情報等、加盟信用情報機関及び提携信用情報機関のそれぞれが独自に収集・登録する情報を含みます。)が登録されている場合には、当社が当該個人情報を利用することに同意します。

2. 会員等は、会員等の本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、加盟信用情報機関に下表に定める期間登録され、加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟会員により、会員等の支払能力・返済能力に関する調査の目的に限り利用されることに同意するものとします。

株式会社シー・アイ・シー	
登録情報	登録期間
本契約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内
債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間

(注) 個人の支払能力・返済能力に関する信用情報を、当該機関に加盟する事業者(以下「加盟事業者」といいます。)に提供することを業とするものをいいます。

2. 信用情報機関への信用情報の提供に関する同意
 会員等は、下記の事項に同意します。

(1) 当社は、会員等に係る本契約に基づく下表に定める信用情報を、当社が加盟する信用情報機関に提供します。これらの信用情報は、当該信用情報機関において下表に定める期間保有され、3.に記載のとおり利用されます。

株式会社シー・アイ・シー	
当社が提供する信用情報	登録期間
本契約の申込みに係る事実 (本人を特定するための情報及び申込みの事実)	当社が信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
本契約に係る事実 (本人を特定するための情報及び本契約に係る客観的な取引事実)	契約期間中及び契約終了後5年以内
上記、本契約に係る事実 に債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合	契約期間中及び契約終了後5年間

(2) 上記(1)により、当社が提供する信用情報は下記のとおりです。

株式会社シー・アイ・シー

会員等の本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、勤務先、勤務先電話番号、等)。

申込・契約内容に係る情報(契約の種類、申込日、契約日、契約額、貸付額、利用可能枠、商品名及びその数量/回数/期間、支払回数、等)。

支払い等に係る情報(請求額、入金額、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等)。

3. 信用情報機関による信用情報の利用及び加盟事業者に対する提供に関する同意

会員等は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関及び提携信用情報機関の加盟事業者による会員等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、及び加盟事業者に提供することに同意します。

(1) 信用情報機関が保有する信用情報

当社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。

① 上記2.(1)により、当社を含め、信用情報機関の加盟事業者から提供を受けた情報

② 信用情報機関が収集した①以外の情報

③ 信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報

(2) 信用情報機関による信用情報の利用

当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。

① 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理

② 信用情報の分析等の処理及びそれに基づく数値等の情報の算出

(3) 信用情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供

当社が加盟する信用情報機関は、信用情報（(1) ①②③）を加盟事業者へ提供します。また、信用情報（(1) ①）を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。

4. 当社が加盟する信用情報機関及びその提携信用情報機関

(1) 当社が加盟する信用情報機関（以下「加盟信用情報機関」といいます。）の名称等

加盟信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。

また、本契約期間中に新たに信用情報機関に加盟し、信用情報を利用・提供する場合は、別途、書面（電磁的記録を含みます。）により通知し、同意を得るものとします。

名称：株式会社シー・アイ・シー（割賦販売法に基づく指定信用情報機関）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

お問い合わせ先：0570-666-414 ホームページアドレス：<https://www.cic.co.jp/>

※（株）シー・アイ・シーの加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用目的及び利用方法、当社が実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。

(2) 提携信用情報機関の名称等

提携信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。

①名称：全国銀行個人信用情報センター

お問い合わせ先：03-3214-5020 ホームページアドレス：<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

②名称：株式会社 日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

お問い合わせ先：0570-055-955 ホームページアドレス：<https://www.jicc.co.jp/>

※（株）日本信用情報機構の加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

5. 会員等は、加盟信用情報機関及び当該機関の加盟会員が、加盟信用情報機関に登録されている個人情報について、正確性及び最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、個人情報を相互に提供し、利用することに同意します。

第 38 条（個人情報の提供及び委託）

1. 個人情報の提供について

(1) 会員等は、第 35 条 1 項(1) (2) の個人情報を保護措置を講じた上で、下記の通り当社のグループ会社（以下「グループ会社」という。）に提供し、グループ会社が利用することに同意します。

○当社と個人情報の提供に関する契約を締結したグループ会社・利用目的・連絡先

グループ会社	利用目的	連絡先
株式会社オーシートラベル	旅行関連事業における宣伝物、印刷物の送付等の営業案内、市場調査、商品開発等のサービス提供に利用するため	〒870-0027 大分市末広町 2丁目3番28号 TEL097-534-0123

(2) (1) の提供期間は、原則として本契約日より本契約終了後 5 年間とするものとします。

2. 個人情報の委託について

会員等は、当社が本契約に基づく当社の業務を第三者に委託する場合に、当該業務委託先に、業務の遂行に必要な範

第 38 条（個人情報の委託）

会員等は、当社が本契約に基づく当社の業務を第三者に委託する場合には、当該業務委託先に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託することに同意するものとします。

<p><u>困で、個人情報の取扱いを委託することに同意するものとします。</u></p>	
<p>第 39 条（個人情報の開示・訂正・削除） 1. 会員等は、当社及び第 37 条の加盟信用情報機関、<u>並びに第 38 条で記載するグループ会社</u>に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。 (1) 当社に開示を求める場合には、第 42 条記載の窓口ご連絡してください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。 (2) 加盟信用情報機関に開示を求める場合には、第 37 条に記載されている加盟信用情報機関に連絡してください。 <u>(3) グループ会社に対して開示を求める場合には、第 38 条記載のグループ会社に連絡してください。</u></p>	<p>第 39 条（個人情報の開示・訂正・削除） 1. 会員等は、当社及び第 37 条の加盟信用情報機関に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。 (1) 当社に開示を求める場合には、第 42 条記載の窓口ご連絡してください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。 (2) 加盟信用情報機関に開示を求める場合には、第 37 条に記載されている加盟信用情報機関に連絡してください。</p>
<p>第 40 条（本規約の不同意の場合） 当社は、会員等が本契約に必要な記載事項の記載を希望しない場合、及び本同意条項の内容の全部又は一部に同意しない場合、本契約をお断り又は脱会<u>手続き</u>をとることがあります。但し、第 36 条 2 項<u>及び第 38 条 1 項</u>に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断り又は脱会<u>手続き</u>をとることはありません。尚、第 36 条 2 項<u>及び第 38 条 1 項</u>に同意しない場合でも、請求書等業務上必要な書類（電磁的記録の送信を含む。）は、当社から会員等に対して送付されることに同意するものとします。又、当該利用中止の申出により当社及び当社の加盟店等の商品・サービス等の提供、並びに営業案内を受けられなくなる場合があることを会員等は、予め承諾するものとします。</p>	<p>第 40 条（本規約に不同意の場合） 当社は、会員等が本契約に必要な記載事項の記載を希望しない場合、及び本同意条項の内容の全部又は一部に同意しない場合、本契約をお断り又は脱会<u>手続</u>をとることがあります。但し、第 36 条 2 項に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断り又は脱会<u>手続</u>をとることはありません。尚、第 36 条 2 項に同意しない場合でも、請求書等業務上必要な書類（電磁的記録の送信を含む。）は、当社から会員等に対して送付されることに同意するものとします。又、当該利用中止の申出により、当社及び当社の加盟店等の商品・サービス等の提供、並びに営業案内を受けられなくなる場合があることを会員等は予め承諾するものとします。</p>
<p>第 41 条（利用・提供中止の申出） 第 36 条 2 項<u>及び第 38 条 1 項</u>による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、<u>提供</u>している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用、<u>グループ会社への提供</u>を中止する措置をとります。尚、前条の尚書きの定めは本条でも同様とします。</p>	<p>第 41 条（利用中止の申出） 第 36 条 2 項による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用を中止する措置をとります。尚、前条の尚書きの定めは本条でも同様とします。</p>
<p>第 42 条（個人情報の取扱いに関するお問合せ等の窓口） 個人情報の開示・訂正・削除についての会員等の個人情報に関するお問合せや利用・提供中止、その他のご意見の申出に関しましては、下記の当社<u>信用管理室</u>までお願いします。 株式会社オーシー <u>信用管理室</u> 〒870-0027 大分市末広町 2-3-28 TEL097-537-0404</p>	<p>第 42 条（個人情報の取扱いに関するお問合せ等の窓口） 個人情報の開示・訂正・削除についての会員等の個人情報に関するお問合せや利用・提供中止、その他のご意見の申出に関しましては、下記の当社<u>リスク統括部</u>までお願いします。 株式会社オーシー <u>リスク統括部</u> 〒870-0027 大分市末広町 2-3-28 TEL097-537-0404</p>
<p>《相談窓口》 本規約についてのお問い合わせ、ご相談については、下記<u>の</u>株式会社オーシーまでご連絡ください。 株式会社オーシー 〒870-0027 本社／大分市末広町 2 丁目 3 番 28 号 TEL／097-537-0404（代表） ホームページアドレス／http://www.occard.jp 登録番号／九州経済産業局長 九州（包）第 2 号 九州財務局長（12）第 00046 号</p>	<p>《相談窓口》 本規約についてのお問い合わせ、ご相談については、下記株式会社オーシーまでご連絡ください。 株式会社オーシー 〒870-0027 本社／大分市末広町 2 丁目 3 番 28 号 TEL／097-537-0404（代表） ホームページアドレス／https://www.occard.jp 登録番号／九州経済産業局長 九州（包）第 2 号 九州財務局長（13）第 00046 号</p>

